

「ユニバーサルカフェ開設応援事業」助成要綱

1. 目的

地域では、様々な生活・福祉課題の解決とともに「地域共生社会」の実現に向けた住民が主体となった小地域での取り組みが広がっています。

地域での見守りや支え合いの取り組みが一層必要とされる中、兵庫県の「ふるさとひょうご寄附金」を活用して、住み慣れた地域で、高齢者、障害者、子ども・子育て世代、外国人など誰もが気軽に集い、ユニバーサル社会づくりに向けて情報共有・発信、交流を行える地域での居場所（ユニバーサルカフェ）づくりを応援します。

2. 対象となるユニバーサルカフェ

地域での「居場所づくり」は、地域における見守り活動の基盤づくりの第一歩です。見守りは、まず知り合ってつながることから始まります。そこから見守りが必要な人に気づき、地域でどのようにしてその人を支えられるかに向けて、情報の共有や話し合いを行います。

この点を踏まえ、本事業で対象とするユニバーサルカフェは、次の要件を満たすものとします。「ふれあいサロン」を新たに開設する場合も要件を満たせば申請いただけます。

なお、カフェ1ヶ所に対する助成上限額は10万円です。

<要件>

- ① 令和3年度中に、地域住民を対象として県内で開設すること。
(既設のサロン等の場合でも、居場所機能等を拡充して開設する場合は対象とします)
- ② カフェの参加者は、原則、見守り活動の基盤エリア（おおむね小学校区以下）を想定した地域住民を対象にすること。
- ③ 常時または定期的に、空き家・空き店舗・公民館の活動場所等を拠点とすること。ただし、会場を借りて開設する場合も対象とする。
- ④ 特定の世代・属性に限定せず、高齢者、障害者、子ども・子育て世代、外国人など誰もが参加でき、住民同士の交流や関係づくりを行う場として運営すること。
- ⑤ 開設後も、福祉専門職や行政等との連携・協力体制が得られること。

その他、以下の点にもご留意願います。

- ・プログラムや食事の提供の有無は問いません。
- ・要件を満たしていれば、名称が「ユニバーサルカフェ」でない場合も申請可能です。
- ・兵庫県が実施する「『子ども食堂』補助金」及び「地域相互見守りモデル事業（地域となり組）」の補助金との重複は認めません。
- ・営利を目的とした団体は申請いただけません。
- ・助成決定団体及び推薦いただいた市町社協には、兵庫県社協が発行する機関紙「ひょうごの福祉」の取材等にご協力をお願いする場合がございます。
- ・令和元年度及び令和2年度のユニバーサルカフェ開設応援事業の助成を受けていない団体を優先させていただきます。

3. 事業内容（助成総額502千円（予定））

①備品購入・広報経費補助		②交流イベント・講座開催経費補助	
対象期間	令和3年5月21日～令和4年3月31日		
対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の市町社会福祉協議会 ・県内で活動する地域団体（法人格の有無を問わない） 例：ボランティア・NPO、自治会等を母体としたボランティアグループ、当事者グループ等		
内容と助成額（限度額）	上限10万円 机、椅子、調理用品、（例：包丁、まな板、鍋、フライパン、電子レンジ、ポット等）や血圧計など、開設時に購入する用品等の経費および開設周知にあたっての看板や広報チラシの作成等にかかる経費等のうち、ユニバーサルカフェの新規開設・拡充に必要な経費 ※スタッフ等運営者の人件費、カフェで提供する飲み物や食べ物等の費用は除きます。	上限5万円 ユニバーサル社会づくりの理念等の普及やユニバーサルカフェの運営活性化に資する交流イベント・講座の開催に必要な経費 例：講師謝金・広報・印刷・会費借上げ・消耗品購入等に要した費用 <u>※新型コロナウイルス感染症予防対策にかかる費用も対象となります。</u> ※スタッフ等運営者の人件費、講座後の交流会の飲食代等は除きます。	

※カフェ1か所に対する補助上限額は10万円です。

4. 申請について

- (1) 申請期日 令和3年9月10日（金）当日消印有効
 (2) 申請先 兵庫県社会福祉協議会地域福祉部
 (3) 提出書類等

申請団体	提出書類	申請方法
市町社協	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1 ・様式2または様式3 	他の地域団体の申請書と併せて県社協に提出をお願いします。
地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ・様式4 ・様式5または様式6 ・団体の概要と活動内容がわかる資料等 	市町社協からの推薦文を付した上で、市町社協に提出をお願いします。

※市町社協におかれましては、地域団体の申請書に推薦文を記載し、とりまとめて県社協地域福祉部までお送りいただきますようお願いいたします。

なお、その際には、①申請内容の妥当性、②予算書（収支の一致）・見積書の添付等の確認についてご協力いただきますようお願いいたします。

5. その他

審査の上、10月中旬を目処に、市町社協及び地域団体あてに文書にて結果を通知します。

【申請書送付先・問合せ先： 兵庫県社会福祉協議会 地域福祉部（担当：小山・菅野）
 〒651-0062 神戸市中央区坂口通 2-1-1 県福祉センター内
 TEL：078-242-4634/FAX:078-242-0297/E-mail：chiiki@hyogo-wel.or.jp】